

令和3年度 共創による地域づくり推進協議会【議事要旨】

1. 開催日時 令和3年10月12日（火） 14:00～15:30
2. 開催場所 アクロス福岡608会議室
3. 出席委員 【出席委員8名】
岩子委員、古賀委員、駒田委員、笹山委員、
高木委員、西岡委員、森田委員、山田委員
4. 傍聴者 なし
5. 議題 (1) 令和2年度の事業実施状況について
(2) 令和3年度の主な事業等について
(3) 持続可能な地域コミュニティづくりに向けた今後の取組みについて
(4) その他（意見・情報交換）

6. 議事概要

議題（1） 令和2年度の事業実施状況について

議題（2） 令和3年度の主な事業等について

【委員】資料4について、公民館へのWi-Fi環境の整備は即効性があり、非常に良い取組みである。アフターコロナを見据え、企業ではオンライン会議が当たり前になりつつあり、地域住民にも浸透することは市の先進性にも繋がる。

【委員】資料3の89ページ「①地域活動への参加率」は、コロナ下ということもあり、令和2年度は45.8%に下がっているが、オンラインの導入により新たな活動が広がってきた事例があれば補足いただきたい。

【事務局】オンラインの導入により、自宅から少しの時間だけでも会議に参加できるようになるなど、参加のハードルが下がったという声も聞いており、このような取組みの動きを他の地域にも共有していきたい。

【委員】公民館のWi-Fi環境や電気自動車から電力供給するための非常用給電設備が迅速に整備されたことは非常にありがたい。

資料3の94ページ「①公民館の利用率」については、2カ月近く休館していたため、公民館来館者の減少は仕方ない面もあるが、各公民館ではコロナ下でも事業に参加してもらえよう工夫に努めており、来館者だけでなくオンラインでの参加者の割合も把握できるようになるとよい。

【委員】これまでの説明を聞く限りでは、実際に地域で活動する町内会長や自治協議会の役員たちの意見をあまり把握していないのではと感じた。今後の検討をお願いしたい。

【委員】自分の校区内には公民館と空港周辺共同利用会館の両方があり、自治協議会の拠点は会館に置いているが、公民館とも上手く連携できている。自治協議会が拠点を置く施設の違いにより、施設との関係性や運営機能に差が生じるように思う。

【事務局】会館がある校区とない校区、各々の状況を把握しながら支援に取り組んでいきたい。

【委員】オンラインの導入は、それまでの公民館事業の手法を大きく変える出来事であり、今後、公民館事業や地域活動でオンラインをどう位置づけるかということが重要であると思う。

コロナ下で早急にオンライン対応ができた公民館と対応できず事業を中止・延期した公民館があるが、対応に差が出た要因は何か。

【事務局】Wi-Fi環境が未整備のコロナ下の中、既存の機材の活用やオンラインに詳しい校区住民のサポート等の工夫により、オンラインによる事業を実施した事例がある。

【委員】オンライン関係に詳しい住民の力を借りながら運営している公民館では、オンライン化が進んでいると思う。そのような住民の中には、これまで公民館との関わりが少なかった人もおり、人材発掘と新たな取組みの実施に繋がっている。

【委員】公民館の弱点でもあると思うが、たまたまオンラインに詳しい人がいるかどうかで対応に差が生じているため、今後、差が生じないような支援が重要だと思う。

【委員】オンラインに対する公民館職員の意識の変化が必要だと思う。コロナ前の状況に戻るとは難しいと思われるため、どのような対応が必要なのかと発想することが必要である。

【委員】オンライン会議を経験したが、発言がしづらい感覚があった。やはり慣れることが大事であると思う。

【委員】自分の校区でもオンライン会議の導入について話題になることがあるが、いざ進めようとするとなら具体的な何をすればいいのかわからず頓挫してしまう。オンラインに対しての理解はあるが、導入へ至るにはまだ時間を要するようである。

【委員】オンラインへの対応について、共創による地域づくりアドバイザー派遣制度などで支援していく方法もあると思う。

議題（３） 持続可能な地域コミュニティづくりに向けた今後の取組みについて

【委員】今後、市は地域への支援について検討していくとのことだが、本協議会は年何回開催されるのか。また、パブリックコメント前に地域から多くの意見を聴取しないといけないと思うがどのような方法か。また、年度末までの時間は少ないが、どのようにまとめるのか。

【事務局】本協議会は年1回である。また、地域への支援の検討にあたっては、9月の共創会議にて7区会長から意見をいただき、現在は各区会長会にて自治協議会会長から意見をいただいているところである。なお、市内2,300の町内会にも資料を配布する予定である。すべて

の町内会長から直接意見をいただくことは難しいが、都心部や郊外、転出入が多い地区など、市の中でも特徴的な地区の町内会長から直接意見をいただくことも考えている。

【委員】町内会長へ資料を配布しても読まない場合がほとんどであり、町内会長たちの真の意見を把握することができないのではないかと。町内会長全員が集まる機会を設け、直接多くの意見を聞き出してほしい。

【事務局】できる限り町内会長から直接意見をいただきたいと思っている。条例に関しては、大枠を規定したものを想定しているが、共創のまちづくり推進検討委員会の委員や、検討委員会の中間報告段階においても町内会長から多くの意見をいただいたので、ある程度の意見をいただくことができたと考えている。

【委員】町内会長としては、市の下請けではないという意識が強く、「このような会議でこのように意見がまとまったので今後はこのようになる」と説明しても理解してもらえない。

本会議は年1回開催し、今後は各区会長会で説明するとのことだが、会長会で十分に時間をかけて多くの意見を聞いてもらいたい。

【事務局】本協議会は、地域コミュニティに関する施策の進捗状況を説明し、委員からの意見を来年度の取組みへ活かすことを目的として年1回開催している。また、2カ月に1回開催する7区会長会でも、今後の地域への支援等について毎回説明していく。この場だけでなく各区地域支援課の地域支援係長にも意見を寄せていただきたい。

【委員】町内会費を払わなくてよいと入居者へ説明する不動産業者に対して、防犯灯や防犯カメラの維持管理費用は町内会費で賄われていることを説明してもなかなか理解されない。町内会長は苦勞しており、市へ相談したいことがたくさんある。

【委員】住民と接する町内会長の意見をよく聞いてもらいたい。行政が地域へ実施してほしいことを地域へ説明することは構わないが、実際に動くのは地域であることをよく理解し、対応方法を検討してほしい。

【事務局】これまでは自治協議会への支援が中心だったが、自治会・町内会という地域コミュニティの足腰が非常に厳しい状態となっているため、自治会・町内会をどう支援していくか、地域の意見を聞きながら効果的な支援について検討していきたい。

【委員】公民館としても人材発掘・育成等のための支援が必要であると同時に、自治協議会や自治会・町内会への支援も充実させるとなると、地域支援課も相応の対応が必要になると思うため、事務局体制の強化を裏付けたうえで支援策を示す必要があると思う。

【事務局】支援体制の強化も含めてしっかりと考えていく。

【委員】資料5の右側「(2) 条例以外の施策の方向性」の「⑤公民館による支援や連携の推進」について、地域人材の発掘・育成を校区単位で取り組むことには限界があるため市の支

援が必要であり、重要な取組みであるため出来るだけ前面に出した方がいいと思う。

今後、オンラインが浸透することにより、自治協議会と公民館の連携だけでなく、校区を越えた自治協議会同士や公民館同士の連携や資源の共有などの取組みにより、担い手の負担軽減にも繋がると思う。例えば、各公民館にて同様の講座を開催する際に、録画した講義を各公民館にて使用することで、その分の空いた時間や資源を地域づくりへ費やすことができる。一組織の中だけで思考することには限界があるため、思考するネットワークを広げていくことで地域の自律的な取組みへ繋がると思う。

議題（４） その他（意見・情報交換）

【委員】 災害対策基本法の改正により「避難勧告」が廃止され「避難指示」に一本化された。先日の豪雨にて避難指示が発令されたが、避難者はそれほど多くなかった。実際目で見ただけで避難を留まったのであろうが、「指示」との落差に危機感を覚えている。そのような中、地域の災害対策、特に避難行動要支援者に対する支援については、その人数から校区レベルの対応では困難な面があり、地域の実情に詳しい単位レベルの力がぜひとも必要である。市による自治会・町内会への支援は非常に重要となるが、日頃から顔の見える関係づくりや公民館以外の避難場所の確保の問題など、ソフトとハードの両面から避難対策について自治会・町内会と共に検討することが必要であり、西区においては、ある自治会をモデルケースとして協議に着手したところである。

【委員】 現在の市による地域支援施策は非常に充実していると思う一方で、学生やスタートアップ関係の人材などの未開拓層がまだまだ存在しているため、条例制定を好期と捉え未開拓層を取り込む施策を加速させてほしい。また、参考資料⑤の「“ふくおか”地域の絆応援団登録企業等一覧」について、登録数だけでなく情報量も豊富になり、具体的な実践がなされているとともに、課題解決やSDGsなどへの関心が高まっている印象を受けた。

資料5の「[条例に規定する主な事項案]」の「(2)各主体の役割」について、大学や企業の役割も強調して謳われてきたため、同じ横並びの主体として扱ってほしい。

【事務局】 大学や企業、NPOなども同じ横並びの主体として扱う必要があると考える。

【委員】 オンラインは単なる対面方式の代替物や補完物ではなく、オンラインでしかできない強みや凄さがある。これまでエリア対面を前提にしていた地域コミュニティも広域的な連携が可能な次元に入ったと思う。

市による地域コミュニティに対する取組みは、見本のように新しい取組みが集約されていると感じている一方で、実際に校区へ入っていくと、解決し難い担い手不足などの問題があるところに、地域コミュニティの問題があるのだろうと感じている。

【委員】地域コミュニティに関する新条例と市民公益活動推進条例の関係性は、新条例が上位法か。

【事務局】双方の条例の関係性や位置づけについては整理途中ではあるが、上下関係はなく、地域コミュニティ目線の条例と市民公益活動目線の条例が横並びであるという考えである。

【委員】双方の条例がいびつに重なり合うことで、市による支援策や地域活動が阻害されないよう関係性を明確に整理する必要がある。

— 了 —